

取引参加者制度

項目	内容	備考
<p>1．総則</p> <p>2．取引参加者制度</p> <p>(1) 取引参加者 取引参加者</p> <p style="padding-left: 2em;">当取引所市場における株券等の売買の態様</p> <p style="padding-left: 2em;">公正な価格形成と円滑な流通の確保</p> <p>(2) 取引資格の取得 取得の申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、当取引所市場において株券等の売買を行うための取引資格について取引参加者制度を以下のように整備します。 ・ 取引参加者とは、当取引所市場において株券等の売買を行うための取引資格を有するものをいいます。 ・ 取引参加者は、株式会社日本証券クリアリング機構の現物清算資格を保有する場合は、自らの名において当取引所市場の株券等の売買を行うこととし、現物清算資格を保有しない場合は、清算受託契約を締結し、有価証券清算取次ぎの委託を行うものとします。 ・ 取引参加者は、当取引所市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、当取引所市場の機能の維持向上に努めるものとします。 ・ 取引参加者になろうとする者は、取引資格の取得申請を行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な制度は、取引参加者規程、取引参加者規程施行規則等（以下、取引参加者規程等という。）により規定します。 ・ 当取引所市場開設時から arrowhead（次世代システム）稼働までの間（以下「当初期間」といいます。）においては、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の総合取引参加者に対してのみ取引資格を付与することとします。 ・ 当取引所市場開設時の取引資格取得に係る手続きについては、改めて東証から総合取引参加者に対して通知します。

項目	内容	備考
<p>取得対象者</p> <p>取得の承認</p> <p>取得にかかる費用</p> <p>a . 入会金</p> <p>b . 審査料</p> <p>通知・公表</p> <p>3 . 取引参加者の主な義務等</p> <p>(1) 法令諸規則等の遵守</p> <p>(2) 取引参加者契約の締結等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引資格を取得できる者は、金融商品取引業者又は取引所取引許可業者とします。 ・ 当取引所は、 のうち当取引所が定めるところによる審査により適当であると認められる者に取引資格の取得を承認します。 ・ 取引資格を取得する際には入会金を納入することとします。 ・ 入会金の額は別途定めることとします。 ・ 審査料の額は別途定めることとします。 ・ 取得の承認を与えたときは、各取引参加者に通知し、その旨を当取引所ホームページで公表します。 ・ 取引参加者は、法令及び当取引所の規則等を遵守するものとします。 ・ 取引参加者は、当取引所との間で取引参加者契約を締結することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所取引許可業者とは、いわゆるリモート取引参加者のことです（以下「リモート取引参加者」といいます。）。 ・ 当取引所の取引資格取得基準については、東証の総合取引資格に準じた取扱いとします（リモート取引参加者についても同様です。）。 ・ 当取引所市場開設時に東証の総合取引参加者である場合には、当取引所の取引参加者となれるものとします。 ・ 当初期間経過後においては、ロンドン証券取引所の会員資格を有する者及びその他の者についても所要の要件を満たしている場合には当取引所の取引参加者となれるものとします。 ・ 当初期間に資格を付与された者は、入会金の納入は要しないものとします。 ・ 当初期間に資格を付与された者は、審査料の納入は要しないものとします。

項目	内容	備考
(3) 取引参加料金の納入	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は取引参加料金として、基本料、取引料を当取引所に対して納入するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス料は徴収しないものとします。
a . 基本料	<ul style="list-style-type: none"> 基本料の額は別途定めることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初期間は基本料の納入は要しないものとします。
b . 取引料	<ul style="list-style-type: none"> 取引料は、立会内市場、立会外市場ごとに別途定めることとします。 	
(4) 取消料の納入	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、過誤のある注文により売買等が成立した場合において、当該売買等の取消しが行われたときは、所定の取消料を納入するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 取消料は、別途定めることとします。
(5) 信託金の預託等	<ul style="list-style-type: none"> 信託金の額については別途定めることとします。 	
(6) 承認、届出又は報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、当取引所が定める事項について、当取引所が定める方法により当取引所の承認を受ける、又は当取引所へ届出若しくは報告を行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> 東証の承認・届出・報告事項に準じた扱いとする予定です。
(7) 受託の制限	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、法令で定める場合を除き特定投資家等以外の者から買付けに係る注文を受託できません。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第 117 条の 2 第 2 項により制限を設けることとなります。 特定投資家等とは主に以下の者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> a 適格機関投資家 b 上場会社 c 資本金 5 億円以上の株式会社 d 上記以外の法人 e 純資産額及び金融資産 3 億円以上かつ 1 年以上の取引経験のある個人
		<ul style="list-style-type: none"> (d 及び e は証券会社への申出と、証券会社による承諾が必要です。)

項目	内容	備考
(8) 売買管理体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、不公正取引の防止に関する売買管理体制等を整備するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な体制は、東証の総合取引参加者に求める売買管理体制等に準じた扱いとする予定です。
(9) その他	<ul style="list-style-type: none"> 連絡事務所の設置その他の取引参加者としての義務は、項目、内容ともに東証の取引参加者の義務に準じた扱いとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 東証の総合取引参加者資格を有する当取引所の取引参加者にとっては、基本的に追加的な手続事務が生じることはありません。
4 . 清算資格を有しない取引参加者の義務等	<ul style="list-style-type: none"> 現物清算資格を有しない取引参加者の義務は、項目、内容ともに東証の清算資格を有しない取引参加者の義務に準じた扱いとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に東証の総合取引資格を有する清算資格を有しない取引参加者にとっては、追加的な義務が生じることはありません。
5 . 取引資格の喪失	<ul style="list-style-type: none"> 取引資格を喪失しようとする取引参加者は、取引資格の喪失申請を行い、当取引所の承認を得る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引資格の喪失に関する承認、手続き等については、東証の取引参加者が取引資格を喪失する場合に準じた扱いとします。 取引資格喪失に係る手続き料の額は、今後定めることとします。 当初期間中に東証の総合取引資格を喪失する場合は当取引所の取引資格も喪失することになります。 当初期間終了時に取引資格を喪失しようとする場合、手続き料の納入は要しないものとします。
6 . 取引参加者の処分等	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、取引参加者が法令及び当取引所規則等に違反した場合には、処分等を行うことができることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 東証に準じた扱いとする予定です。

項目	内容	備考
7．自主規制法人への業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、以下の業務について金融庁の認可を前提に東京証券取引所自主規制法人に委託するものとします。 (1) 取引参加者の資格の審査 (2) 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査 (3) 取引参加者が行う当取引所市場における株券等の売買の内容の審査 (4) 取引参加者に対する処分その他の措置に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託する業務は、金融商品取引法第 8 4 条第 2 項に規定する自主規制業務の一部となります。 ・ 取引参加者及び取引資格を取得しようとする者は、当取引所が委託した業務について東京証券取引所自主規制法人が行う審査、調査、報告又は資料の提出の請求、検査及び査問等に応じるものとします。

以 上